

事 務 連 絡

平成30年12月 3日

所 属 所 長 殿

一般財団法人岡山県教育職員互助組合

平成30年度給与改定に伴う差額掛金について

当組合にかかる事務処理については、平素から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度実施が予想される給与改定に伴い、互助組合掛金及び退職互助掛金に差額が生じる場合には、次のとおり掛金を調整させていただきますので、会員へ周知方よろしく申し上げます。

記

- 1 互助組合掛金及び退職互助掛金差額の算出方法について  
次の計算式によって算出する。

$$(\text{新掛金} - \text{旧掛金}) \times \text{遡及月数}$$

- 2 差額掛金等の調整時期について

- (1) 県費職員・岡山市負担教職員（小・中・高）

平成31年1月分給与支給時に調整する。

なお、育児休業者等については口座振替・振込書により調整する。（別途通知）

- (2) 市町村費職員・岡山市負担教職員（幼・こども園）

当該市町村等の事務処理日程による。